

平成30年度

財政援助団体等監査報告書

世田谷区監査委員

30世監第102号
平成31年3月29日

世田谷区議会議長 様
世田谷区長 様
世田谷区教育委員会 様

世田谷区監査委員 萩原賢一
同 阿部能章
同 石川征男
同 福田妙美

平成30年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

目 次

第 1	監査の概要	1
第 2	監査結果	5
第 3	団体別の監査結果	8
	公益財団法人 せたがや文化財団	9
	社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	14
	公益財団法人 世田谷区産業振興公社	21
	一般財団法人 世田谷トラストまちづくり	26
	世田谷区土地開発公社	31
	株式会社 世田谷川場ふるさと公社	34
	社会福祉法人 世田谷ボランティア協会	38
	社会福祉法人 嬉泉	41
	株式会社 GROOVY	43
	株式会社 小学館集英社プロダクション	45
	株式会社 東急コミュニティー	47
	世田谷TRCグループ	49

第1 監査の概要

平成30年度財政援助団体等監査の概要は、次のとおりである。

1 基本方針

財政援助団体等の監査に当たっては、財政援助等に係る公金の適正な支出を担保することを目的とし、当該団体等の出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているか、出資及び財政的援助等の目的に沿った事業運営が円滑に行われているかについて、地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項に基づき監査した。

2 監査実施対象団体等

平成30年度は次の団体及び担当所管部を監査対象とした。

(1) 出資、補助及び公の施設の管理を行っている団体

監査実施対象団体	担当所管部	出えん金	平成29年度補助金
公益財団法人 せたがや文化財団	生活文化部	8億円	11億4,019万円
社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	高齢福祉部	500万円	3億9,215万円

注：補助金の額は万円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。

注：公の施設については、(5)に記載した。

(2) 出資及び補助又は出資及び債務保証を行っている団体

監査実施対象団体	担当所管部	出えん金	平成29年度補助金等
公益財団法人 世田谷区産業振興公社	経済産業部	5億円	補助金 2億8,118万円
一般財団法人 世田谷トラストまちづくり	都市整備 政策部 みどり33 推進担当部	5億円	補助金 2億9,494万円
世田谷区土地開発公社	財務部	500万円	負担金 137万円 貸付金 21億5,623万円

注：補助金等の額は万円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。

注：世田谷区土地開発公社については、債務保証も監査対象に含む。

(3) 出資及び公の施設の管理を行っている団体

監査実施対象団体	担当所管部	出資金
株式会社 世田谷川場ふるさと公社	生活文化部	3,000万円 (出資比率 75%)

注：公の施設については、(5)に記載した。

(4) 補助団体

監査実施対象団体	担当所管部	平成29年度補助金
社会福祉法人 世田谷ボランティア協会	保健福祉部 障害福祉担当部	1億2,208万円
社会福祉法人 嬉泉	保健福祉部 障害福祉担当部	5,342万円
株式会社 GROOVY	保育担当部	7,063万円
株式会社 小学館集英社プロダクション	保育担当部	7,000万円

注：補助金の額は万円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。

(5) 公の施設の管理を行っている団体

監査実施対象団体	監査対象 とした施設	施設担当 所管部	指定期間
公益財団法人 せたがや文化財団	世田谷文学館	生活文化部	平成29年4月から 平成34年(2022 年)3月まで
社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	特別養護老人ホーム 上北沢ホーム	高齢福祉部	平成29年4月から 平成33年(2021 年)3月まで
株式会社 世田谷川場ふるさと公社	世田谷区民健康村 富士山ビレジ・ 中野ビレジ	生活文化部	平成29年4月から 平成34年(2022 年)3月まで
株式会社 東急コミュニティー	区営住宅	都市整備 政策部	平成29年4月から 平成34年(2022 年)3月まで
世田谷TRCグループ	経堂図書館	生涯学習部	平成29年4月から 平成34年(2022 年)3月まで

注：指定期間は、平成30年度財政援助団体等監査の範囲における指定管理者としての指定期間を記載した。

3 監査の範囲

平成29年度及び平成30年度監査実施日までの、次の事務とした。

- (1) 監査実施対象団体における出資・補助金等財政的援助に関する出納その他の事務
- (2) 監査実施対象団体における公の施設の管理に関する出納その他の事務
- (3) 区の担当所管部の出資・補助金等の交付・清算等に関する事務
- (4) 区の担当所管部の公の施設の管理に関する事務

4 監査の観点

区から支出された公金等が、監査実施対象団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行、運用されているかを中心に、次の観点に基づき実施した。

- (1) 出資・補助金等の財政的援助の目的、内容が公益上の必要性からみて妥当か。
- (2) 出資団体の運営は適切かつ順調に行われているか。
- (3) 出資団体の事業は出資目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (4) 補助金等の交付・申請手続等は適正か。
- (5) 補助対象事業は計画的かつ効率的に執行されているか。
- (6) 会計経理、財産管理の方法は適正か。
- (7) 公の施設の管理は協定に基づき適正かつ効率的に執行されているか。

5 監査の方法

- (1) 監査委員による監査

監査資料に基づき、対象団体及び財政的援助等を行っている担当所管部に対し、事情聴取により実施した。

- (2) 事務局による監査

監査資料に基づき、補助金や指定管理料等の事務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合、確認するほか、対象団体及び担当所管部への事情聴取により実施した。

- (3) 公認会計士による会計書類調査

次の7団体について、公認会計士による会計書類調査を委託により実施した。

- ① 公益財団法人 せたがや文化財団
- ② 社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団
- ③ 公益財団法人 世田谷区産業振興公社

- ④ 一般財団法人 世田谷トラストまちづくり
- ⑤ 株式会社 世田谷川場ふるさと公社
- ⑥ 株式会社 東急コミュニティー
- ⑦ 世田谷TRCグループ

6 実施日程

(1) 監査委員による監査

平成30年11月13日から平成31年1月24日まで

(2) 事務局による監査

平成30年10月12日から平成30年12月19日まで

(3) 公認会計士による会計書類調査

平成30年10月16日から平成30年11月27日まで

第2 監査結果

平成30年度財政援助団体等監査の結果、次の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

- (1) 監査実施対象団体における出資・補助金等財政的援助に関する出納その他の事務
- (2) 監査実施対象団体における公の施設の管理に関する出納その他の事務
- (3) 区の担当所管部の出資・補助金等の交付・清算等に関する事務
- (4) 区の担当所管部の公の施設の管理に関する事務

引き続き適正な事務の執行等に資するため、監査全体を通じた要望事項等を述べる。

1 外郭団体の経営基盤の強化について

区の外郭団体は、専門性や独自性を発揮し、区の行政サービスを支援・補完すること等により、区の様々な施策の実現の一翼を担っている。一方、区は、高齢者人口の急増や情報・科学技術の急速な進歩など、社会情勢の変化に伴う新たな区政課題に迅速かつ的確に対応していかなければならない。このため、外郭団体は、新たな区政課題に対しても、団体の特性を活かしながら、より一層、行政サービスを支援・補完する担い手としての機能を発揮することが求められている。そのためには、外郭団体は、自立性を高め、自主財源の確保に努めるとともに、より効率的・効果的な事業運営を図るため、経営基盤の強化に向けて取り組むことが不可欠である。

今回の監査対象団体において、新たな人事・給与制度の運用や収支構造の改善、事務機能の強化などにより、経営基盤の安定化に向けた積極的な取り組みが行われている団体があったことを評価する。各団体においては、団体の持つ専門性やノウハウを最大限に発揮するとともに、適切に事業を評価し、思い切った事務事業の見直しや社会情勢の変化を見通した事業計画の検討などを行い、一層の経営の改善及び効率化に努められたい。また、機動的で効果的な組織・人員体制の構築による経営基盤の強化を図られたい。区においては、外郭団体の自主性・自立性の向上に向けて、団体へのこれまでの財政支援の評価を行い、その結果を踏まえ、今後の財政支援のあり方を検討されたい。

区は今後とも、外郭団体における経営基盤の強化や適正な管理運営の確保に向けた取り組みについて、適切な指導・調整を行われたい。

なお、外郭団体の中には、団体の経営ノウハウを活かし指定管理者として区民利用施設の管理運営を行っている団体もあり、利用者へのサービス向上に成果をあげている。今後もより多くの人に施設を利用してもらえるよう、企画や運営方法を工夫するとともに、自主事業の質を更に高めることにより、魅力ある施設運営を推進されたい。

2 補助金交付事務の適正な執行について

区では、区の外郭団体のほか、様々な分野で公益性を有する事業を実施し、区民サービスの担い手となっている民間事業者等に補助金を交付している。区の平成30年度一般会計の当初予算における補助金の額は約241億円で、当初予算額全体の約8%を占めている。

補助金は、税金等の貴重な財源で賄われており、公益上の必要がある場合に限り交付できるものであり、適正かつ有効に使用されることが求められている。したがって、区は、補助金の予算執行に当たっては、補助事業の目的を踏まえ、適切な予算計上を行うことはもとより、世田谷区補助金交付規則（以下「規則」という。）や各補助金交付要綱（以下「要綱」という。）等に基づき、各団体からの補助金の交付申請や実績報告に係る提出書類の適正な審査や適切な事務処理を行うことが必要である。また、補助金の使途、算出根拠や補助事業の実施状況を正確に把握し、補助金の交付による補助事業の効果の検証等を十分に行うことが求められている。

今回の監査においては、補助金の交付申請時に必要な添付書類を、担当所管部が団体から徴取していない事例があった。また、実績報告において、提出された書類の内容に記載漏れや記載の誤りなどの不備、あるいは提出書類の不足などがあるにもかかわらず、担当所管部における確認が十分に行われていない事例が複数見受けられた。担当所管部においては、補助金の交付事務を執行するに当たり、交付・清算の手続等が規則や要綱の規定に則って行われているかを必ず確認するとともに、団体から提出された書類の内容に誤り等がないかの確認を徹底し、書類の不備や不足があった場合には、団体への聞き取りにより原因を把握し、改善指導を行われない。

また、今回の監査では、補助事業の内容等に変更があったにもかかわらず、変更の申請・承認の手続を経ずに、補助金の清算時に増額を認めている事例があった。担当所管部及び団体においては、補助金交付額の決定に当たっては、補助金額の算定を適切に行うとともに、補助事業等に変更が生じた場合は、適切かつ迅速に手続を行うなど、規則及び要綱に則って適正に処理されたい。

さらに、今回の監査において、要綱で規定されている補助対象事業や経費区分が明瞭でないため、補助対象経費に該当するか、判断しにくい事例が見受けられた。補助金の交付に際しては補助金の透明性を確保するために、補助金の充当が可能な経費の範囲が明確になるよう、担当所管部においては、要綱を改正する等、必要な見直しを検討されたい。

なお、今回の監査対象団体のうち2団体においては、職員が通勤手当を不正に受給していたことが、平成29年度に明らかになり、当該人件費に係る補助金を区に返還させる事案が生じている。団体の職員による通勤手当の不正受給は、あってはならないことであり、甚だ遺憾である。各団体においては、補助事業の実

施に当たっては区の補助金が充当されていることを十分に認識し、団体の内部統制によるチェック機能の強化を図るとともに、コンプライアンスの徹底に向けて、職員の指導・育成に努めるなど、再発防止に取り組み、補助金の適切な執行に努められたい。

3 指定管理者制度の効果的な運用について

区では、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、民間事業者等が有する柔軟な発想やノウハウを効果的に活用する指定管理者制度を平成17年度から導入し、平成30年度においても、区の多くの公の施設で本制度を活用している。民間事業者等が、施設の特性や利用ニーズ等を踏まえて、柔軟性や専門性を発揮して施設の管理運営を行うことにより、区民サービスの向上・充実や、効果的・効率的な事業運営による経費削減などの効果が期待できる。

公の施設の設置者である区は、指定管理者による公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者が基本協定書や年度協定書・仕様書に基づき、適切に指定管理業務を実施しているかを確認し、業務又は経理の状況に不備等がある場合には必要な助言や指導を行う責務がある。

今回の監査において、仕様書に記載された業務内容が不明瞭な事例があった。また、過年度の仕様をそのまま流用して仕様書を作成したため、仕様書の内容と当該年度に履行されている内容が一致していない事例や、従前の事業報告書の内容を転用したため、仕様書やそれに基づき履行されている内容と、事業報告書に記載された業務項目が一致していない事例があった。

施設担当所管部は、協定書及び仕様書の作成に当たっては、前例踏襲に陥ることなく、指定管理者が行う管理運営業務の詳細を十分に確認し、実態に即した明確な内容となるよう努められたい。また、指定管理者は、協定書及び仕様書に基づき適正に管理運営業務を履行するとともに、履行状況に即した正確な記録と事業報告を行われたい。さらに、施設担当所管部は、指定管理者から提出された事業報告書の内容が、協定書及び仕様書の内容と相違ないか、履行内容が適切かなどを十分に点検するとともに、施設の管理運営状況や収支状況を的確に把握・検証し、誤りや不備な点などがあれば、迅速な是正を求めるなど、指定管理者への指導・調整を行われたい。

また、区では、区民サービスのより一層の向上を図ることを目的に、検証・評価基準を明確にした上で平成29年度から指定管理者及び区の施設担当所管部等によるモニタリング・評価手法を導入し、指定管理者に対し適切な指導・調整を行うこととなった。指定管理者においては業務の実施状況に基づく事業実績の評価等を、施設担当所管部においては運営管理状況の確認や事業実績の評価等を行い、区は、その評価結果を区議会に報告し、区のホームページで公表している。今回の監査対象団体に関しては、いずれも良好な評価であることが確認された。

今後も引き続き、モニタリング・評価手法を有効に活用し、業務の成果や抽出された課題等を明らかにした上で、施設の管理運営を継続的に改善し、区民サービスの更なる向上につなげるなど、効果的に指定管理者制度の運用を図られたい。

第3 団体別の監査結果

平成30年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。

なお、団体の名称及び所在地は監査実施日現在で記載し、決算状況において、マイナスの数値は「△」で記載した。

公益財団法人 せたがや文化財団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資の目的に沿って事務事業が運営されているか、区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、平成29年度及び平成30年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 平成31年1月24日

実施内容 せたがや文化財団及び担当所管部である生活文化部への事情聴取

② 事務局による監査

実施日 平成30年11月29日、12月6日、13日

実施内容 せたがや文化財団及び担当所管部である生活文化部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 平成30年11月9日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認したせたがや文化財団の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区太子堂4丁目1番1号

② 設立目的

世田谷区において幅広い文化事業を展開するとともに、区民の多様な文化創造活動・市民活動・交流活動を支援することにより、地域文化の振興と心豊かな地域社会の形成に寄与する。

③ 組織（平成30年9月30日現在）

理事会	11名（理事長1名、副理事長1名、常務理事3名、理事6名）
監事	2名
評議員会	11名
職員	133名（常勤74名、非常勤59名）
事務局長（常務理事兼務）	1名
事務局	8名
世田谷文化生活情報センター	63名（うち理事長兼務1名）
芸術監督	1名
音楽監督	1名
世田谷美術館	40名（うち常務理事兼務1名）
世田谷文学館	19名（うち常務理事兼務1名）

④ 主な事業内容

ア 文化芸術の振興に資する展覧会、公演等の企画、実施及び調査研究
美術作品、文学作品の展示、演劇公演等、質の高い芸術文化を区民に提供する事業及び芸術文化作品や文化振興に係る調査研究事業を実施している。

イ 区民の自主的な文化創造活動の支援及び教育普及に関する事業
区民の自主的な文化創造活動を支援するため、活動場所の提供や講座開催などを行っている。また、文化芸術への関心を喚起するため教育普及事業を実施している。

ウ 市民活動の支援及び振興に関する事業
NPO活動等区民の自主的なコミュニティ活動の支援と振興に関する事業を実施している。

エ 国際的な文化交流及び市民交流の推進に関する事業
海外の芸術文化紹介や在住外国人との交流、市民間の姉妹都市交流などを支援する事業を実施している。

オ 世田谷区から受託する文化振興及び交流に関する事業並びに施設の管理

運営

区から文化振興事業の実施及び関連施設の管理運営を受託している。

カ 公益事業の推進に資するための物品及び飲食物の販売事業

施設利用者へのサービス向上や文化振興及び区民の交流活動を支援するため、関連物品や飲食物の販売を行っている。

⑤ 平成29年度決算状況（平成28年度決算状況）

単位：円

科目	平成29年度	平成28年度
一般正味財産の部		
(A) 経常収益計	2,377,770,575	2,347,156,117
(B) 経常費用計	2,379,376,099	2,320,755,045
(C) 当期経常増減額 (A)－(B)	△1,605,524	26,401,072
(D) 経常外収益計	281,351	13,233
(E) 経常外費用計	1,187,451	604,886
(F) 当期経常外増減額 (D)－(E)	△906,100	△591,653
(G) 税引前当期一般正味財産増減額 (C)＋(F)	△2,511,624	25,809,419
(H) 法人税等	968,900	70,000
(I) 当期一般正味財産増減額 (G)－(H)	△3,480,524	25,739,419
(J) 一般正味財産期首残高	691,587,233	665,847,814
(K) 一般正味財産期末残高 (I)＋(J)	688,106,709	691,587,233
指定正味財産の部		
(L) 指定正味財産期首残高	800,000,000	800,000,000
(M) 指定正味財産期末残高	800,000,000	800,000,000
正味財産期末残高		
(N) 正味財産期末残高 (K)＋(M)	1,488,106,709	1,491,587,233

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、平成15年4月の財団法人設立に当たり、基本財産8億円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、平成29年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

区分・内容	補助対象事業費	補助金額
世田谷文化生活情報センター 世田谷文化生活情報センターの事業運営に係る経費	947,035,873	347,326,780
世田谷美術館 世田谷美術館、向井潤吉アトリエ館、清川泰次記念ギャラリー、宮本三郎記念美術館の事業運営に係る経費	112,248,547	83,186,000
世田谷文学館 世田谷文学館の事業運営に係る経費	88,642,664	49,022,000
事務局 事務局の運営に係る経費	202,107,070	118,824,220
事業人件費 事業の実施に係る人件費	574,607,089	537,575,000
臨時的な事業費 情報ガイド発行に係る経費	4,251,000	4,251,000
合計	1,928,892,243	1,140,185,000

③ 公の施設の管理

区は、世田谷文化生活情報センター、世田谷美術館、向井潤吉アトリエ館、清川泰次記念ギャラリー、宮本三郎記念美術館及び世田谷文学館について、平成29年度から平成33年度（2021年度）までせたがや文化財団を指定管理者として指定している。

平成29年度の指定管理料は、合計4億5,915万5,000円となっている。そのうち、今回監査対象とした世田谷文学館（世田谷区南鳥山1丁目10番10号）の指定管理料は1億1,347万2,000円である。

世田谷文学館の平成29年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	113,472,000	施設維持管理運営費（うち人件費）	112,065,757 (18,595,000)
負担金収入	7,540		
合計	113,479,540	合計	112,065,757
		収支差額	1,413,783

(4) 公有財産等の使用・貸付に伴う使用料等の免除に係る状況

区は、せたがや文化財団に対して、次のとおり行政財産の使用許可に伴う使用料を免除している。

面積単位：㎡

所在（名称）	種類	面積	目的
太子堂4丁目1番1号 （世田谷文化生活情報センター）	建物	882.3	財団の事務用、文化生活情報センター事業の事務用、劇場利用者への飲食提供用
砧公園1番2号 （世田谷美術館）	建物	1,021.5	美術館事業の事務用、来館者への飲食提供・物品販売用
南烏山1丁目10番10号 （世田谷文学館）	建物	397.6	文学館事業の事務用、来館者への物品販売用

3 監査の結果

監査の結果、せたがや文化財団における出資の目的に沿った事業運営、補助金及び監査の対象となった公の施設の管理に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資の目的に沿って事務事業が運営されているか、区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、平成29年度及び平成30年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 平成31年1月23日

実施内容 世田谷区社会福祉事業団及び担当所管部である高齢福祉部への事情聴取

② 事務局による監査

実施日 平成30年12月3日、13日、17日

実施内容 世田谷区社会福祉事業団及び担当所管部である高齢福祉部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 平成30年11月12日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した世田谷区社会福祉事業団の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区世田谷1丁目23番2号

② 設立目的

保健福祉サービスを必要とする区民の誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、世田谷区が設置する特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設及び母子生活支援施設の受託運営をはじめ、訪問看護事業などの公益事業の実施を通し、世田谷区と一体となって社会福祉事業等の推進を図り、区民福祉の増進に寄与する。

③ 組織（平成30年9月30日現在）

理事会	11名（理事長1名、常務理事1名、理事9名）
監事	2名
評議員会	14名
事務局	749名（常勤298名、非常勤451名）
事務局長（常務理事兼務）	1名
総務課	10名
経営企画課	12名
訪問サービス課	313名
在宅支援課	155名
芦花ホーム	35名
上北沢ホーム	214名
福祉人材育成・研修センター	9名

④ 主な事業内容

ア 区からの受託事業

（ア）特別養護老人ホーム事業〈芦花ホーム、上北沢ホーム〉

健全な環境の下で、処遇に関する計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理等を行うことにより、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援している。また、地域におけるサービスの拠点として、施設が有する資源やノウハウを有効に活用し、在宅で暮らす要介護者への支援の取組みを行っている。

（イ）短期入所生活介護事業〈芦花ホームショートステイ、上北沢ホームショートステイ〉

在宅高齢者が、心身の状況や介護者の状況（病気、冠婚葬祭、介護疲れ等）により、一時的に在宅での生活が困難になったときに、特別養護老人ホーム併設の施設に短期入所することで、在宅生活の継続を支援している。

（ウ）地域包括支援センター事業〈あんしんすこやかセンター〉

高齢者等が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるように、介護予防へ

の早期取組みや、介護サービス等の相談支援等を総合的に行っている。また、区のまちづくりセンターや社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会と連携し、「福祉の相談窓口」として、障害者（児）や子育て家庭なども対象に、身近な相談支援を行っている。あんしんすこやかセンター27箇所のうち、5箇所の運営を区から受託している。

(エ) 母子生活支援施設事業〈パルメゾン上北沢〉

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護し、その自立を促進するために生活の支援等を行っている。

(オ) 世田谷区福祉人材育成・研修センター事業

区の福祉人材育成・確保を総合的に推進していくことを目的に、世田谷区福祉人材育成・研修センターの運営を行っている。ハローワーク、東京都福祉人材センターなどと連携した就労支援や人材の定着支援、専門性向上のための研修などを実施している。

イ 自主事業

(ア) 訪問介護事業〈ホームヘルパー派遣〉

在宅生活を継続する上で支援が必要な高齢者や障害者（児）の居宅等にホームヘルパー等を派遣し、身体介護、生活（家事）援助、外出の支援等のサービスを提供している。

(イ) 通所介護事業〈デイ・ホーム〉

在宅の要介護及び要支援高齢者が住み慣れた地域でその方らしく自立した生活を継続して営むことができるよう支援するため、機能訓練をはじめとする、各自に必要なプログラムを提供している。また、家族の身体的・精神的な介護等の負担軽減を図ることを目的に、食事、入浴などの日常生活上のサービスを行っている。

(ウ) 訪問看護事業

疾病や障害のある在宅療養者に対し、看護師・理学療法士等が訪問し、適切な看護サービスやリハビリサービスを提供している。

(エ) 居宅介護支援事業

ケアマネジャーが、要介護認定者に適正かつ適切な居宅サービス計画（ケアプラン）を作成することを通して、介護を必要とする高齢者等が心身の能力を最大限に活かし、可能な限り自立し、その方らしい生活を継続できるよう支援している。

(オ) 地域密着型特別養護老人ホーム事業（寿満ホームかみきたざわ）

施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理等を行うことにより、心身の状況に応じた自立支援と日常生活

の充実を支援している。また、ユニット型施設の特徴を活かし、小規模な居住空間で利用者一人ひとりの生活リズムを尊重したケアを行っている。

⑤ 平成29年度決算状況（平成28年度決算状況）

単位：円

科目	平成29年度	平成28年度
(A) サービス活動収益計	3,405,306,636	3,632,854,972
(B) サービス活動費用計	3,479,694,197	3,511,510,665
(C) サービス活動増減差額 (A)－(B)	△74,387,561	121,344,307
(D) サービス活動外増減差額	26,234,228	28,748,884
(E) 経常増減差額 (C)＋(D)	△48,153,333	150,093,191
(F) 特別増減差額	12,223,784	66,332
(G) 当期活動増減差額 (E)＋(F)	△35,929,549	150,159,523
(H) 前期繰越活動増減差額	803,985,423	718,757,816
(I) 当期末繰越活動増減差額 (G)＋(H)	768,055,874	868,917,339
(J) その他の積立金取崩額	529,637,626	210,066,345
(K) その他の積立金積立額	117,801,916	274,998,261
(L) 次期繰越活動増減差額 (I)＋(J)－(K)	1,179,891,584	803,985,423

注：決算状況は、事業活動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、平成6年9月の社会福祉法人設立に当たり、基本財産500万円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、平成29年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

区分・内容	補助対象事業費	補助金額
社会福祉事業団事業助成	196,482,453	185,611,697
法人運営事業 法人本部運営経費	46,818,704	46,620,574
事業調整事務 事業の連携・調整、効率的なサービス提供のための体制整備経費	61,147,241	60,328,142
障害者就労支援 特別養護老人ホーム（芦花ホーム、上北沢ホーム）における障害者雇用に係る支援経費	77,598,836	67,832,051
デイ・ホーム保守事業 デイ・ホーム運営に必要な施設保守経費	2,797,618	2,797,618
介護サービス事業者に対するサービス向上等支援 介護サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成等のための介護サービス事業者への情報提供、情報交換等の支援経費	8,120,054	8,033,312
施設開設準備経費助成特別対策事業等 地域密着型特別養護老人ホーム（寿満ホームかみきたざわ）の開設前に必要となる職員の求人、採用、雇用及び研修等に係る経費、介護職員等の労働環境向上や入所者等のサービス向上を支援するための経費等	18,914,664	18,009,000
地域密着型サービス拠点等施設整備費 地域密着型特別養護老人ホーム（寿満ホームかみきたざわ）の施設整備経費	565,222,976	188,530,000
合計	780,620,093	392,150,697

③ 公の施設の管理

区は、特別養護老人ホーム芦花ホーム及び特別養護老人ホーム上北沢ホー

ムについて、平成29年度から平成32年度（2020年度）まで世田谷区社会福祉事業団を指定管理者として指定している。

平成29年度の指定管理料は、合計2億9,339万5,000円となっている。そのうち、今回監査対象とした特別養護老人ホーム上北沢ホーム（世田谷区上北沢1丁目28番17号）の指定管理料は1億1,054万1,000円である。

また、特別養護老人ホームの利用については、利用料金制を導入している。平成29年度の特別養護老人ホーム芦花ホーム及び特別養護老人ホーム上北沢ホームの利用料金収入等の合計は10億8,224万2,998円で、そのうち、特別養護老人ホーム上北沢ホーム分は5億5,974万6,921円である。

特別養護老人ホーム上北沢ホームの平成29年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	110,541,000	施設管理運営費 (うち人件費)	670,287,921 (449,257,640)
利用料金収入等（介護保険事業収入等）	559,746,921		
合計	670,287,921	合計	670,287,921
		収支差額	0

(4) 公有財産等の使用・貸付に伴う使用料等の免除に係る状況

区は、世田谷区社会福祉事業団に対して、次のとおり行政財産の使用許可に伴う使用料を免除している。

面積単位：㎡

所在（名称）	種類	面積	目的
成城6丁目3番10号 (成城6丁目事務所棟1階 世田谷区福祉人材育成・研修 センター)	建物	95.65	介護職員初任者研修及び同行援護従業者研修（応用課程）の実施
弦巻5丁目13番19号 (デイ・ホーム弦巻)	建物	592.35	通所介護事業等の実施
松原5丁目17番6号 (デイ・ホーム松原)	建物	238.27	通所介護事業等の実施

上北沢1丁目28番17号 (特別養護老人ホーム上北沢ホーム)	建物	675.18	通所介護事業及び介護人材育成事業等の実施
粕谷2丁目23番1号 (特別養護老人ホーム芦花ホーム)	建物	873.54	通所介護事業、居宅介護支援事業及び介護人材育成事業等の実施(平成30年5月まで)
上用賀4丁目16番12号 (上用賀4丁目福祉代替施設)	建物	461.65	通所介護事業の実施
粕谷2丁目23番1号 (特別養護老人ホーム芦花ホーム)	土地	1.0	記念碑の設置
中町2丁目25番17号 (中町2丁目福祉施設)	建物	51.648	訪問看護事業の実施

3 監査の結果

監査の結果、世田谷区社会福祉事業団における出資の目的に沿った事業運営、補助金及び監査対象となった公の施設の管理に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

公益財団法人 世田谷区産業振興公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資の目的に沿って事務事業が運営されているか及び区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、平成29年度及び平成30年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 平成31年1月17日

実施内容 世田谷区産業振興公社及び担当所管部である経済産業部への事情聴取

② 事務局による監査

実施日 平成30年12月3日、10日

実施内容 世田谷区産業振興公社及び担当所管部である経済産業部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 平成30年11月16日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した世田谷区産業振興公社の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区太子堂2丁目16番7号

② 設立目的

世田谷区内の中小企業の経営の安定と発展のため、中小企業への支援等を行うとともに、区内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主、区に居住し区外の中小企業に勤務する勤労者並びに区民への勤労者福祉事業を行うことにより、地域経済を活性化し、もって活力ある地域社会の実現に寄与する。

③ 組織（平成30年9月30日現在）

理事会 11名（理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、理事8名）

監事 2名

評議員会 11名

事務局 30名（常勤17名、非常勤6名、臨時等7名）

事務局長（常務理事兼務） 1名

産業振興課 22名

観光課 7名

④ 主な事業内容

ア 中小企業の振興に係る支援に関する事業

区内での起業・創業活動への支援として、創業相談（ワンストップ相談窓口）をはじめ、電子メールによる簡易な相談の受付、創業に必要な知識の習得を目的とした創業セミナーなどを実施している。

また、中小企業の経営を支援するため、融資あっせん・経営相談などを実施するとともに、区内事業所や商店街への専門アドバイザーの派遣や商店街組織運営の人材育成を目的とした商店街経営学校の運営等を行っている。

イ 中小企業の振興に係る情報の収集、提供及び普及に関する事業

区内製造業への理解促進を図るため、世田谷のものづくりを紹介した冊子の発行や、パネル展の開催等を行っている。

また、区内中小企業の景況や融資制度、各種セミナー等の情報、区内産業に関する情報等を掲載した、せたがや産業情報紙「せたがやエコノミックス」の発行等を行っている。

ウ 中小企業の振興のための交流の推進に関する事業

産業団体青年層が取り組むイベント「せたがや産業フェスタ」への運営支援、産業団体相互の交流を図る「産業交流促進会議」の開催、「世田谷産業プラザ会議室」の運営、ものづくり事業等への支援、東京都や東京商工会議所などが主催する産業交流展への出店支援等を行っている。

エ 雇用、就労に係る情報の収集、提供及び普及並びに各種相談等の支援並びに職業紹介に関する事業

多世代にわたる就労支援の拠点施設である三軒茶屋就労支援センター（三茶おしごとカフェ）を運営し、就労相談、就労支援に取り組んでいる。

また、区内を中心とする採用に積極的な企業とのマッチングの場を提供する就職面接会や経営者向けセミナー等を実施するほか、キャリアカウンセラー出張相談、社会保険・労働相談等を行っている。

オ 中小企業勤労者福祉の充実及び推進に関する事業（セラ・サービス事業）

区内中小企業に勤務する勤労者等の総合的な福利厚生事業として、個々の企業では独自に実施することが難しい、余暇活動、健康維持増進、自己啓発などに関する様々なサービスを提供している。

カ 区内観光に係る情報の収集、提供及び交流に関する事業

世田谷まちなか観光を推進するため、「世田谷まちなか観光交流協会」の運営を通して参加団体の連携を促進するとともに、民間事業者、地域団体等と連携し、まち歩きイベント、「世田谷まちなか観光メッセ」、外国人との交流等を目的とした事業等を実施している。

また、観光ボランティアガイドの育成等に取り組むとともに、観光情報冊子の作成、観光ホームページや観光アプリの運用・充実、区内の見どころを紹介する番組の制作・放送など、世田谷の魅力を区内外に広く発信している。

⑤ 平成29年度決算状況（平成28年度決算状況）

単位：円

科目	平成29年度	平成28年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	421,861,062	411,301,568
(B) 経常費用計	443,368,165	417,259,886
(C) 当期経常増減額 (A)－(B)	△21,507,103	△5,958,318
(D) 経常外収益計	0	0
(E) 経常外費用計	0	0
(F) 当期経常外増減額 (D)－(E)	0	0

(G) 当期一般正味財産増減額 (C) + (F)	△21,507,103	△5,958,318
(H) 一般正味財産期首残高	161,599,374	167,557,692
(I) 一般正味財産期末残高 (G) + (H)	140,092,271	161,599,374
指定正味財産増減の部		
(J) 指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000
(K) 指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000
正味財産期末残高		
(L) 正味財産期末残高 (I) + (K)	640,092,271	661,599,374

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、平成18年4月の財団法人設立に当たり、基本財産5億円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、平成29年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

区分・内容	補助対象事業費	補助金額
中小企業の振興に係る支援に関する事業 創業活動支援事業、融資あっせん・経営相談の実施等	31,005,505	27,149,129
中小企業の振興に係る情報の収集、提供及び普及に関する事業 世田谷まちなか観光の推進、せたがや産業情報紙の発行等	38,732,069	34,511,349
中小企業の振興のための交流の推進に関する事業 「産業交流促進会議」の運営、産業交流展への出店支援等	10,531,322	8,216,122

雇用、就労に係る情報の収集、提供及び普及並びに各種相談等の支援並びに職業紹介に関する事業 三軒茶屋就労支援センターの運営、就労支援セミナーや相談会の実施等	28,057,596	28,049,186
中小企業勤労者福祉の充実及び推進に関する事業 「セラ・サービス」の運営等	136,778,659	11,256,635
事業費人件費	130,651,363	130,651,363
事業費事業事務経費	44,069,888	40,198,953
管理費人件費	4,165,086	1,143,000
合計	423,991,488	281,175,737

(4) 公有財産等の使用・貸付に伴う使用料等の免除に係る状況

区は、世田谷区産業振興公社に対して、当該団体の事業運営のため、世田谷区役所三軒茶屋分庁舎の建物の一部（世田谷区太子堂2丁目16番7号、1,048.55㎡）の使用を承認し、使用料を免除している。

3 監査の結果

監査の結果、世田谷区産業振興公社における出資の目的に沿った事業運営、補助金に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

一般財団法人 世田谷トラストまちづくり

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資の目的に沿って事務事業が運営されているか及び区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、平成29年度及び平成30年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 平成31年1月23日

実施内容 世田谷トラストまちづくり及び担当所管部である都市整備政策部、市民緑地事業補助金の担当所管部であるみどり33推進担当部への事情聴取

② 事務局による監査

実施日 平成30年12月4日、11日

実施内容 世田谷トラストまちづくり及び担当所管部である都市整備政策部、市民緑地事業補助金の担当所管部であるみどり33推進担当部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 平成30年11月20日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した世田谷トラストまちづくりの概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区松原6丁目3番5号

② 設立目的

世田谷区において、区民主体による良好な環境の形成及び参加・連携・協働のまちづくりを推進し支援することにより、自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまちの実現、安全に安心して生き活きと住み続けられる共生のまちの創出、居住環境を魅力的に守り育む活動とコミュニティの形成に寄与する。

③ 組織（平成30年9月30日現在）

理事会 9名（理事長1名、常務理事1名、理事7名）

監事 2名

評議員会 11名

事務局 52名（常勤30名、非常勤22名）

事務局長（常務理事兼務） 1名

住まいづくり課 16名

トラストみどり課 22名

地域共生まちづくり課 13名

④ 主な事業内容

ア 環境保全を図るトラスト運動事業

市民緑地、小さな森による民有地のみどり保全、3軒からはじまるガーデニング支援、園芸講習会等による民有地の緑化推進、希少生物自生地の保全等の自然環境の保全と再生、歴史的・文化的環境の保全と活用等の活動を行っている。

また、イベントの実施等によるトラスト運動の普及啓発や、賛助会員等のトラスト支援者の拡大、トラストボランティアの育成等を進めている。

イ 地域力を育むまちづくり推進事業

地域共生のいえづくり支援による地域の交流やまちづくり活動を支える場づくりの推進、世田谷まちづくりファンド助成グループなど区内まちづくり活動団体のノウハウや、人材ネットワークなどの情報発信及び交流機会の提供、まちづくり相談などによる区民主体のまちづくり活動の促進、空き家等地域貢献活用に関する相談業務等を行っている。また、公共施設等を地域の方々とともに様々に活用し、まちの魅力を高めていくプレイスメイキング事業を行っている。

ウ 参加の輪を広げる普及啓発事業

区内小・中学校の総合学習支援における野鳥観察等への講師派遣や、自

然体験教室の開催、トラストまちづくり大学の実施等による環境学習、人材育成を行っている。また、団体等との連携、協力を行うとともに、情報誌の発行、メールマガジンの配信、ホームページの運営により情報発信を行っている。また、トラストまちづくり事業の発信拠点として、ビジターセンターを運営している。

エ 安心して住み続けられる住まいづくり事業

せたがやの家の運営を行っている。また、区からの受託事業として、住まいサポートセンター事業を運営している。なお、平成28年度末で、区営住宅等の指定管理者としての業務は終了している。

オ 安全で安心できる公共施設の維持保全事業

公共工事の品質向上や安全性を高めるため講習会を開催し、区内中小事業者の育成を行っている。また、区から児童施設、教育施設、地域施設、福祉施設等公共施設の修繕やバリアフリー改修業務を受託している。

カ まちづくりに関連した駐車場等の管理運営事業

キャロットパーク、下高井戸公共駐車場及びS T M下高井戸バイクパークの管理運営を行っている。また、三軒茶屋地区における都市整備事業に活用したS T Kハイツを、貸事務所として管理運営している。

また、国分寺崖線散策マップや住民参加の手法をまとめた図書「参加のデザイン道具箱」等啓発グッズの販売を行っている。

⑤ 平成29年度決算状況（平成28年度決算状況）

単位：円

科目	平成29年度	平成28年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	1,724,446,826	2,127,787,928
(B) 経常費用計	1,810,508,041	2,236,501,632
(C) 当期経常増減額 (A)－(B)	△86,061,215	△108,713,704
(D) 経常外収益	0	0
(E) 経常外費用	0	7,431,948
(F) 当期経常外増減額 (D)－(E)	0	△7,431,948

(G) 当期一般正味財産増減額 (C) + (F)	△86,061,215	△116,145,652
(H) 一般正味財産期首残高	4,297,029,368	4,413,175,020
(I) 一般正味財産期末残高 (G) + (H)	4,210,968,153	4,297,029,368
指定正味財産増減の部		
(J) 指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000
(K) 指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000
正味財産期末残高		
(L) 正味財産期末残高 (I) + (K)	4,710,968,153	4,797,029,368

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、平成18年4月の財団法人設立に当たり、基本財産5億円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、平成29年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

区分・内容	補助対象事業費	補助金額
管理部門人件費 役員報酬及び管理部門に関わる 職員の人件費	51,961,786	26,609,634
管理部門運営事務 管理部門運営に係る事務費	22,289,936	9,033,000
トラストまちづくり事業人件費 トラストまちづくり事業に関わ る職員の人件費	129,697,347	129,697,347
トラストまちづくり事業 トラストまちづくり事業の推進 に係る事業費	43,782,369	40,694,214

市民緑地事業 市民緑地の設置及び管理に係る 事業費	20,381,506	13,344,013
せたがやの家事業 せたがやの家運営に係る附帯事 務費	34,760,306	34,760,306
せたがやの家子育て世帯家賃助成 子育て世帯の家賃減額に対する 減額相当分の補助	40,800,000	40,800,000
合計	343,673,250	294,938,514

(4) 公有財産等の使用・貸付に伴う使用料等の免除に係る状況

区は、世田谷トラストまちづくりに対して、事務所として平成30年5月まで北沢タウンホールの建物の一部(498.05㎡)の使用を許可し、5月から旧北沢保健福祉センターの建物の一部(319.51㎡)の使用を承認し、使用料を免除している。

3 監査の結果

監査の結果、世田谷トラストまちづくりにおける出資の目的に沿った事業運営、補助金に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、世田谷トラストまちづくりが培ってきた専門性、ネットワーク及びコーディネート力を活用し、みどりの保全や住まいづくり・まちづくりの支援に係る事業を積極的に推進するとともに、社会状況や区政を取り巻く環境の変化を踏まえ、本団体にふさわしい役割を果たし、事業運営の成果をあげられるよう、経営の効率化に向けた取組みを進められたい。

世田谷区土地開発公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資の目的に沿って事務事業が運営されているか、区が支出した負担金及び貸付金が適正かつ効率的に執行されているか並びに区が債務保証を行う事務が適正に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関して監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、平成29年度及び平成30年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料に基づき、審査等を行い、監査を実施した。なお、事務局による世田谷区土地開発公社及び担当所管部である財務部への事情聴取は、平成30年11月21日に実施した。

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した世田谷区土地開発公社の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所内

② 設立目的

公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地又は公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と区民の福祉の増進に寄与する。

③ 組織（平成30年9月30日現在）

理事会 9名（理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、理事6名）

監事 2名

評議員会 8名

事務局 41名

監事1名及び評議員を除き、区職員が兼務

④ 主な事業内容

区の用地取得事業計画に基づく、道路、公園などの公有地先行取得事業及び区への譲渡事業

⑤ 平成29年度決算状況（平成28年度決算状況）

単位：円

科目	平成29年度	平成28年度
(A) 事業収益	1,683,311,004	12,658,350,443
(B) 事業原価	1,683,311,004	12,658,350,443
(C) 販売費及び一般管理費	1,301,681	1,194,316
(D) 事業損失	1,301,681	1,194,316
(E) 事業外収益	1,373,781	1,266,421
(F) 事業外費用	0	0
(G) 経常利益	72,100	72,105
(H) 税引前当期純利益	72,100	72,105
(I) 法人税等	70,000	70,000
(J) 当期純利益	2,100	2,105
(K) 前期繰越準備金	※ 2,993,546	3,519,276
(L) 次期繰越準備金	2,995,646	3,521,381

注：※は、建物収去土地明渡等請求事件の弁護士費用相当額を減額している。

注：決算状況は、損益計算書及び貸借対照表による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、昭和49年8月に公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公法人として改組された世田谷区土地開発公社に対し、基本財産として500万円を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 負担金

区は、平成29年度に、事務費として負担金137万1,681円を支出した。

③ 貸付金

区は、平成29年度に、用地取得のために協調融資銀行団から借り入れた事業資金の償還等に必要な資金として、貸付金21億5,623万3,372

円を支出した。

④ 債務保証

区は、公有地の拡大の推進に関する法律第25条に基づき、世田谷区土地開発公社が協調融資銀行団から借り入れる事業資金300億円及びその利子相当額を限度として、債務保証している。

(4) 公有財産等の使用・貸付に伴う使用料等の免除に係る状況

区は、世田谷区土地開発公社に対して、公有地の拡大の推進に関する法律第26条第1項に基づき、庁舎の無償利用を認めている。

3 監査の結果

監査の結果、世田谷区土地開発公社における出資の目的に沿った事業運営、負担金、貸付金及び債務保証に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

株式会社 世田谷川場ふるさと公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資の目的に沿って事務事業が運営されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、平成29年度及び平成30年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・収支計画書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 平成30年11月13日

実施内容 世田谷川場ふるさと公社及び担当所管部である生活文化部への事情聴取

② 事務局による監査

実施日 平成30年10月12日、16日

実施内容 世田谷川場ふるさと公社及び担当所管部である生活文化部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 平成30年10月16日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した世田谷川場ふるさと公社の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

群馬県利根郡川場村大字谷地1320番地

② 設立目的

区民健康村諸施設の運営管理並びに世田谷区民と川場村及び村民との多様な交流事業の実施により、区民の健康増進と余暇活動の充実等に寄与する。

③ 組織（平成30年9月30日現在）

取締役会	10名（代表取締役2名、取締役8名）
監査役	2名
営業部長（取締役兼務）	1名
社員（営業課）	90名（正社員33名、嘱託社員6名、パートタイマー51名）

④ 主な事業内容

ア 施設維持管理事業

予約受付業務、フロント業務、施設設備保守管理業務、清掃・整備業務及び外構管理業務を行っている。

イ 川場村運動公園施設運営維持管理事業

予約受付業務、清掃・建物管理業務及び外構管理業務を行っている。

ウ 川場村森の学校施設運営維持管理事業

資料収集・展示業務、受付業務、清掃・建物管理業務及び外構管理業務を行っている。

エ レストラン運営事業

川場田園プラザ内のレストラン及びピザ工房並びに民家レストラン経営業務を行っている。

オ その他事業

移動教室運営事業、移動教室給食賄提供事業、一般賄提供事業、川場村学校給食調理事業、売店経営事業、交流事業運営事業（健康村里山自然学校等）等の事業を行っている。

⑤ 平成29年度決算状況（平成28年度決算状況）

ア 損益の状況

単位：円

科目	平成29年度	平成28年度
(A) 売上高	727,709,334	734,690,136

(B) 売上原価	180,550,642	175,234,032
(C) 販売費及び一般管理費	558,302,866	531,821,699
(D) 営業利益 (A) - (B) - (C)	△11,144,174	27,634,405
(E) 営業外収益	18,919,252	3,732,465
(F) 経常利益 (D) + (E)	7,775,078	31,366,870
(G) 特別損失	158,724	0
(H) 税引前当期純利益 (F) - (G)	7,616,354	31,366,870
(I) 法人税住民税及び事業税	570,629	13,388,548
(J) 当期純利益 (H) - (I)	7,045,725	17,978,322

注：決算状況（損益の状況）は、損益計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

イ 株主資本等変動（繰越利益剰余金の状況）

単位：円

	平成29年度	平成28年度
(A) 当期首残高	153,618,270	135,639,948
(B) 剰余金の配当	0	0
(C) 当期純利益	7,045,725	17,978,322
(D) 当期変動額合計 (B) + (C)	7,045,725	17,978,322
(E) 当期末残高 (A) + (D)	160,663,995	153,618,270

注：決算状況（繰越利益剰余金の状況）は、株主資本等変動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、昭和61年4月の株式会社設立に当たり、3,000万円を出資している。

世田谷川場ふるさと公社の資本金総額は4,000万円となっており、区の出資比率は75%である。

② 公の施設の管理

区は、世田谷区民健康村(富士山ビレジ(群馬県利根郡川場村大字谷地内)・中野ビレジ(群馬県利根郡川場村大字中野内))について、平成29年度から平成33年度(2021年度)まで世田谷川場ふるさと公社を指定管理者として指定している。

平成29年度の指定管理料は、合計3億7,478万7,124円となっている。

また、これらの施設については、利用料金制を導入している。平成29年度の利用料金収入は、合計1億1,715万3,089円である。

世田谷区民健康村(富士山ビレジ・中野ビレジ)の平成29年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	374,787,124	施設管理運営費 (うち人件費)	384,155,791 (293,918,424)
利用料金収入	117,153,089	その他経費	107,001,462
合計	491,940,213	合計	491,157,253
		収支差額	782,960

3 監査の結果

監査の結果、世田谷川場ふるさと公社における出資の目的に沿った事業運営及び公の施設の管理に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、世田谷区民健康村では、平成30年8月から新たな温浴施設の供用を開始した。世田谷川場ふるさと公社においては、新たな温浴施設も効果的に活用しながら、区民健康村ならではの魅力ある施設運営や事業展開により、利用者増を図るとともに、経営基盤の安定化につなげることを期待する。

社会福祉法人 世田谷ボランティア協会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、主として世田谷ボランティア協会事業助成を対象に、平成29年度及び平成30年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 平成31年1月22日

実施内容 世田谷ボランティア協会及び担当所管部である保健福祉部への事情聴取

② 事務局による監査

実施日 平成30年12月4日、7日、18日

実施内容 世田谷ボランティア協会並びに担当所管部である保健福祉部及び障害福祉担当部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した世田谷ボランティア協会(所在地:世田谷区下馬)の概要は、次のとおりである。

① 平成8年10月に社会福祉法人として設立認可され、第2種社会福祉事業及び地域ボランティアの推進事業等を行っている。

② 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、移動支援事業、デイサービス事業等のほか、区の受託により高次脳機能障害者の相談支援等を行うとともに、世田谷ボランティアセンターの運営、ボランティア支援等のボランティア・市民活動推進事業を行っている。

③ 区から、社会福祉法人世田谷ボランティア協会事業助成補助金交付要綱、

世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱及び世田谷区福祉施設等支援事業助成金交付要綱に基づき補助金が交付されている。

(3) 区の財政援助等

区は、平成29年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の種類	補助対象事業費	補助金額
世田谷ボランティア協会事業助成補助金 法人運営事業及びボランティア活動推進事業に係る人件費、運営管理費	94,673,141	81,421,245
介護・訓練等給付事業補助金 ケアセンターふらっと	117,772,680	40,536,482
福祉施設等支援事業助成金 ケアセンターふらっと	118,800	118,800
合計	212,564,621	122,076,527

(4) 公有財産等の使用・貸付に伴う使用料等の免除に係る状況

区は、世田谷ボランティア協会に対して、次のとおり行政財産の使用許かに伴う使用料を免除している。

面積単位：㎡

所在（名称）	種類	面積	目的
下馬2丁目20番14号 （防災ボランティア等複合施設1階及び2階）	建物	386.84	世田谷ボランティア協会の事務室、会議室
下馬2丁目20番14号 （防災ボランティア等複合施設敷地）	土地	63.4	駐車場（世田谷ボランティア協会及びケアセンターふらっと）
下馬2丁目20番14号 （防災ボランティア等複合施設1階）	建物	616.76	障害者総合支援法に基づく生活介護事業及び自立訓練事業等の実施（ケアセンターふらっと）
梅丘1丁目8番9号 （梅丘1丁目保育施設）	建物	124.21	梅丘ボランティアビューローの事務室、会議室

3 監査の結果

監査の結果、世田谷ボランティア協会に対する補助金に関する出納その他の事

務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

ただし、提出された計算書類に係る附属明細書の一部に、単純な記載漏れや記載の誤りが見受けられた。

社会福祉法人は公益事業を行うことから、会計年度において作成すべき計算書類等は、法令で定められ、公表が求められている。また、準拠すべき社会福祉法人会計基準は厚生労働省令で定められている。

補助金事業等収益について、計算書類等に誤りがある場合や、同基準に則った適切な勘定科目で公表されない場合には、補助金の確定額に疑義が生じるおそれがある。計算書類等については正確性を確保し、より透明性の高い公表内容となるよう努められたい。

社会福祉法人 嬉泉

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、主として、めばえ学園及びおおらか学園（世田谷区船橋1丁目30番9号）における障害福祉サービス事業に関する平成29年度及び平成30年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 平成31年1月24日

実施内容 嬉泉及び担当所管部である障害福祉担当部への事情聴取

② 事務局による監査

実施日 平成30年11月13日、12月7日

実施内容 嬉泉及び担当所管部である障害福祉担当部への事情聴取及び書類調査

なお、福祉施設等支援事業助成金については、関係書類に基づき、担当所管部である保健福祉部への調査を行った。

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した、嬉泉（所在地：世田谷区船橋）の概要は、次のとおりである。

① 昭和41年10月に社会福祉法人として設立認可され、自閉症・発達障害が認められる子どもたちの支援事業に取り組むなど、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス事業等を行っている。

② 昭和55年にめばえ学園を開設し、障害児通所支援事業（児童発達支援）を行っている。また、平成11年におおらか学園を開設し、障害福祉サービ

ス事業（生活介護）を行っている。

- ③ 区から、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱、世田谷区障害者（児）施設整備費補助金交付要綱、世田谷区福祉施設等支援事業助成金交付要綱及び世田谷区児童発達支援センターサービス推進事業補助金交付要綱に基づき補助金が交付されている。
- ④ また、区内において、認可保育所の運営やおでかけひろば事業を実施しており、区から、世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱、世田谷区保育士等処遇改善助成金交付要綱、世田谷区送迎保育事業費補助金交付要綱及び世田谷区おでかけひろば事業運営費補助要綱に基づく補助金が交付されている。

(3) 区の財政援助等

区は、障害者（児）施設の運営に関して、平成29年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の種類	補助対象事業費	補助金額
児童発達支援センターサービス推進事業 補助金 めばえ学園	75,524,865	13,081,500
障害者（児）施設整備費補助金 おおらか学園	3,617,006	2,495,000
介護・訓練等給付事業補助金 おおらか学園	101,002,261	37,558,625
福祉施設等支援事業助成金 おおらか学園	(280,800)	280,800
合計	180,144,132	53,415,925

注：（ ）は、介護・訓練等給付事業補助金の補助対象事業費の再掲である。

なお、区は、認可保育所の運営及びおでかけひろば事業に関する補助金として、合計5,867万3,380円を支出している。

3 監査の結果

監査の結果、嬉泉に対する補助金に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

株式会社 GROOVY

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、はじまり はじまり えん niko（世田谷区玉川1丁目15番6号103二子玉川ライズプラザモール）における認証保育所運営事業に関する平成29年度及び平成30年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 平成31年1月18日

実施内容 GROOVY及び担当所管部である保育担当部への事情聴取

② 事務局による監査

実施日 平成30年11月14日、12月19日

実施内容 GROOVY及び担当所管部である保育担当部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認したGROOVY（所在地：世田谷区玉川）の概要は、次のとおりである。

① 平成22年10月に設立され、認証保育所（区内1園）の運営を行っている。

② 区から世田谷区認証保育所運営費補助金交付要綱、世田谷区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱、世田谷区保育力強化事業補助金交付要綱、世田谷区保育士等処遇改善助成金交付要綱及び世田谷区認証保育所福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱（平成29年度）に基づき補助金が交付されている。

(3) 区の財政援助等

区は、平成29年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の種類	補助対象事業費	補助金額
認証保育所運営費補助金	91,576,052	59,296,490
保育士等キャリアアップ補助金	8,217,000	8,217,000
保育力強化事業補助金	1,834,000	1,834,000
保育士等処遇改善助成金	980,000	980,000
認証保育所福祉サービス第三者評価受審費補助金	300,000	300,000
合計	—	70,627,490

3 監査の結果

監査の結果、GROOVYに対する補助金に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

ただし、認証保育所運営事業の収支に関わる現金の取扱いについては、保管方法等を明確にし、現金出納帳又はそれに替わるものを作成するなど、適正に管理されたい。

株式会社 小学館集英社プロダクション

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、主として小学館アカデミーふたこたまがわ保育園（世田谷区玉川3丁目34番2号リオ・ヴェルデ2階）における認証保育所運営事業に関する平成29年度及び平成30年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

実施日 平成30年11月27日、12月19日

実施内容 小学館集英社プロダクション及び担当所管部である保育担当部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した小学館集英社プロダクション（所在地：千代田区神田神保町）の概要は、次のとおりである。

① 昭和42年6月に設立され、主に教育サービス事業、キャラクターライセンス事業等を行い、認証保育所(区内1園、区外7園)を運営している。

② 区から世田谷区認証保育所運営費補助金交付要綱、世田谷区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱、世田谷区保育力強化事業補助金交付要綱、世田谷区保育士等処遇改善助成金交付要綱、世田谷区認証保育所福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱（平成29年度）及び世田谷区保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱（平成30年度）に基づき補助金が交付されている。

(3) 区の財政援助等

区は、平成29年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の種類	補助対象事業費	補助金額
認証保育所運営費補助金		
小学館アカデミーふたこたまがわ 保育園	87,832,266	58,093,180
小学館アカデミーむさしこやま保 育園	80,026,002	2,025,480
保育士等キャリアアップ補助金		
小学館アカデミーふたこたまがわ 保育園	7,651,000	7,651,000
保育力強化事業補助金		
小学館アカデミーふたこたまがわ 保育園	728,000	728,000
保育士等処遇改善助成金		
小学館アカデミーふたこたまがわ 保育園	1,070,000	1,070,000
認証保育所福祉サービス第三者評価 受審費補助金		
小学館アカデミーふたこたまがわ 保育園	432,000	432,000
合計	—	69,999,660

3 監査の結果

監査の結果、小学館集英社プロダクションに対する補助金に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

株式会社 東急コミュニティー

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、区営住宅（粕谷四丁目アパート（世田谷区粕谷4丁目11番8号）ほか48団地）の管理運営に係る事業を対象に、平成29年度及び平成30年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 平成31年1月21日

実施内容 東急コミュニティー及び担当所管部である都市整備政策部への事情聴取

② 事務局による監査

実施日 平成30年11月7日、29日、12月6日

実施内容 東急コミュニティー及び担当所管部である都市整備政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 平成30年11月7日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した東急コミュニティー（所在地：世田谷区用賀）の概要は、次のとおりである。

① 昭和45年4月に設立され、マンション及びビル等建物・施設の管理、公営住宅管理運営及び建物・設備の改修工事を行っている。

② 平成29年度から区営住宅、区立特定公共賃貸住宅、区立ファミリー住宅及び区立高齢者借上げ集合住宅の指定管理者の指定を受け、管理運営業務を

行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、区営住宅、区立特定公共賃貸住宅、区立ファミリー住宅及び区立高齢者借上げ集合住宅について、平成29年度から平成33年度（2021年度）まで指定管理者として指定している。

今回監査対象とした区営住宅を含む平成29年度の指定管理料は、2億5,915万6,565円である。

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料 (管理業務)	181,408,453	管理業務経費 (うち人件費)	181,408,453 (76,217,829)
指定管理料 (修繕費)	77,748,112	修繕費	77,748,112
合計	259,156,565	合計	259,156,565
		収支差額	0

3 監査の結果

監査の結果、東急コミュニティーにおける監査対象となった公の施設の管理に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

ただし、公認会計士による会計書類調査の際に、調査に必要な関係書類の一部が備えられておらず、調査が滞った。

世田谷TRCグループ

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、経堂図書館（世田谷区宮坂3丁目1番30号）の管理運営に係る事業を対象に、平成29年度及び平成30年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 平成31年1月18日

実施内容 世田谷TRCグループ及び担当所管部である生涯学習部への事情聴取

② 事務局による監査

実施日 平成30年11月27日、12月14日

実施内容 世田谷TRCグループ及び担当所管部である生涯学習部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 平成30年11月27日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した世田谷TRCグループ（所在地：文京区大塚）の概要は、次のとおりである。

① 平成28年5月に共同事業体（代表事業者：株式会社図書館流通センター、構成事業者：TRCファシリティーズ株式会社）として結成された。

② 平成29年度から経堂図書館の指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、経堂図書館について、平成29年度から平成33年度(2021年度)まで指定管理者として指定している。

平成29年度の指定管理料は、1億49万7,000円である。

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	100,497,000	施設管理運営費 (うち人件費)	101,471,000 (86,130,000)
合計	100,497,000	合計	101,471,000
		収支差額	△974,000

3 監査の結果

監査の結果、世田谷TRCグループにおける監査対象となった公の施設の管理に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。